

幸田町放課後児童クラブ運営規程

1 事業の目的

この規程は、幸田町が設置する放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）が、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を適正に行うことを目的とする。

2 運営の基本方針

- (1) クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子ども（以下「利用者」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、豊かな遊びと体験、安心を感じられる居場所を提供することにより、利用者の心・身体・環境のウェルビーイングの実現を図ると共に、保護者の仕事と子育て・共育ち（保護者自身も子どもと共に育っていくこと）の両立を支援する。
- (2) クラブは、児童福祉法・こども基本法・児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進する。
- (3) クラブは、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、利用者に影響のある事柄に関して利用者が意見を述べ、参加を保障するよう運営を行う。
- (4) クラブは、利用者の発達と生活の連続性を保障するために、学校、保育所等の関係機関と連携し、情報交換や情報共有を図るとともに、保護者・地域社会に対し、運営の内容を適切に説明する。
- (5) 前4項のほか、クラブは、「児童福祉法」、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、「幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、「放課後児童クラブ運営指針」を踏まえ、運営の質の向上に取り組む。

3 クラブの名称、所在地、利用定員及び通常の事業の実施地域別表のとおりとする。

4 職員の職種、員数及び職務の内容

(1) 職員の職種及び職務の内容

ア 放課後児童支援員

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者。職務は、放課後児童クラブ運営指針第3章に定める育成支援及び運営に関わる業務とする。

イ 補助員

放課後児童支援員を補助する者。

ウ ブロック長（荻谷・深溝・豊坂）

直営クラブは、小学校ごとに放課後児童支援員のうちからブロック長を選任する。小学校区内のクラブを統括し、放課後児童支援員等に対し指導及び助言を行う。町、小学校、保護者等との円滑な連絡及び調整を図る。

エ 主任（坂崎・幸田・中央）

委託クラブは、クラブごとに放課後児童支援員のうちから主任を選任する。放課後児童支援員等に対し指導及び助言を行う。保護者等との円滑な連絡及び調整を図る。

(2) 員数（職員配置基準）

ア クラブごとに放課後児童支援員等を2人以上配置する。

イ 少なくとも放課後児童支援員を1人配置し、その他は補助員とすることができ。

ウ 利用者10人に対して、放課後児童支援員等を1人配置する（10：1）。

5 開所している日及び時間

(1) 閉所日

ア 土曜日（中央第3児童クラブを除く）

イ 日曜日

ウ 祝日（振替休日・国民の休日含む）（中央第3児童クラブを除く）

エ お盆（8月13日から15日まで）

オ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(2) 開所日

閉所日を除く日を開所日とする。以下の日は開所日とする。

ア 【中央第3児童クラブのみ】土曜日・祝日（振替休日・国民の休日含む）
すべての児童クラブの利用者を集約して実施する。

イ 学校行事等による代休日

ウ 県民の日学校ホリデー

(3) 開所時間

ア 小学校の授業日

放課後から午後6時30分まで

イ 小学校の授業の休業日

午前7時30分から午後6時30分まで

ウ 延長利用

午後6時から午後6時30分までの利用を希望する場合は、延長利用申請をしなければならない。延長時間は、小学校単位で1クラブに集約して実施する。

(4) 町長が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは閉所日に開所し、又は開所時間を変更することができる。

(5) 利用人数が少ない日等は、小学校単位で1クラブに集約して実施することができる。

6 入所の種類

(1) 通年

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 長期休業期間のみ

ア 春休み（修了式から入学式・始業式の前日まで）

イ 夏休み（終業式から始業式の前日まで）

ウ 冬休み（終業式から始業式の前日まで）

7 支援の内容

放課後児童クラブ運営指針第3章1「育成支援の内容」に定める内容とする。

8 当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

保護者が支払うべき額（以下「手数料」という。）は、幸田町手数料条例に基づき、次に掲げる額とする。

(1) 手数料（おやつ代、損害保険料含む）（月額）

	10日以下	11日以上
8月以外	3,000円	6,000円
8月	4,000円	8,000円

(2) 延長利用料

無料

(3) 減免制度

減免を受けようとする者は、申請書を町長に提出しなければならない。

ア 生活保護世帯

全額免除

イ 幸田町遺児家庭扶助費（ひとり親世帯等向けの手当）受給世帯

半額免除

(4) 納付方法

町が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納付するものとする。
口座振替によりがたい場合は、納付書による。

(5) 滞納への対応方法

次のいずれかの方法による。

ア 督促状又は催告書の発送

イ 児童手当受給資格者の申出による児童手当からの充当

ウ 強制退所

9 事業の利用に当たっての留意事項

(1) 感染症等による学級閉鎖等の対象となった学級に所属する利用者は、対象期間
はクラブを利用することができない。

(2) 強制退所

以下のいずれかに該当する場合は、強制的に退所となる場合がある。

ア 退職等の世帯状況の変化により、利用条件に該当しなくなった場合。ただし、育児休業を取得した場合を除く。

イ 利用者が正当な理由なく、2月以上利用しなかった場合。

ウ 申請内容に虚偽があることが判明した場合。

エ 支援員や他児童に対しての暴言及び暴力、施設・備品の破壊行為、クラブ室
からの飛び出し等の危険行為が繰り返され、児童クラブの運営上、支障がある
場合。

オ 障害者差別解消法における合理的配慮の提供が困難な場合。

カ 手数料の滞納が3か月分以上ある場合。

キ 求職活動中を事由として入所してから3か月以内に正当な理由なく就労を開
始しなかった場合。

ク 休暇取得日のクラブ利用、開所時間を過ぎたお迎えなどクラブが定めたルー
ルを守らないことが継続した場合。

ケ その他町長が必要と認めた場合。

10 緊急時及び事故発生時等における対応方法

別に定める「幸田町放課後児童クラブ安全計画」に従い対応する。

11 非常災害対策（必須）

別に定める「幸田町放課後児童クラブ安全計画」に従い対応する。

12 苦情解決

- (1) クラブは、育成支援に関する利用者又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- (2) 苦情を受けたときは、当該苦情の内容等を記録し、解決を図るよう努める。

13 虐待の防止のための措置に関する事項

クラブは、利用者への虐待を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる。

14 個人情報の保護

- (1) 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) クラブは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

15 その他事業の運営に関する重要事項

- (1) クラブは、職員の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- (2) クラブは、職員、備品、会計及び利用者の処遇を明らかにする帳簿を整備し、保存する。
- (3) クラブの運営主体は、職員の労働環境の整備に努める。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知する。

16 附 則

この規程は、令和9年4月1日から施行する。

別表

名称	所在地	電話番号	利用定員	通常の事業の実施地域
坂崎第1児童クラブ	幸田町大字坂崎字揚り山31番地 (坂崎小学校体育館2階 会議室)	(0564) 62-2924	30	坂崎小学区
坂崎第2児童クラブ	幸田町大字坂崎字揚り山31番地 (坂崎小学校南館 児童クラブ室)	(0564) 63-1572	40	坂崎小学区
幸田第1児童クラブ	幸田町大字大草字三ツ石18番地 (幸田小学校体育館2階 会議室)	(0564) 62-0715	40	幸田小学区
幸田第2児童クラブ	幸田町大字大草字三ツ石18番地 (幸田小学校北舎1階 会議室)	(0564) 62-2721	50	幸田小学区
幸田第3児童クラブ	幸田町大字大草字三ツ石18番地 (幸田小学校南館1階 児童クラブ室)	(0564) 62-0203	50	幸田小学区
幸田第4児童クラブ	幸田町大字大草字三ツ石18番地 (幸田小学校本館1階 多目的教室)	(0564) 62-0226	50	幸田小学区
中央第1児童クラブ	幸田町大字横落字北門1番地 (中央小学校体育館地階 児童クラブ専用スペース)	(0564) 62-8126	50	中央小学区
中央第2児童クラブ	幸田町大字横落字北門1番地 (中央小学校体育館地階 児童クラブ専用スペース)	(0564) 63-3885	40	中央小学区
中央第3児童クラブ	幸田町大字横落字北門1番地 (中央小学校西館1階 児童クラブ室)	(0564) 62-5755	50	中央小学区 土曜・祝日のみ全学区
荻谷第1児童クラブ	幸田町大字芦谷字東山1番地 (荻谷小学校体育館2階 会議室)	(0564) 62-4222	20	荻谷小学区

名称	所在地	電話番号	利用定員	通常の事業の実施地域
荻谷第2児童クラブ	幸田町大字芦谷字東山1番地 (荻谷小学校特別教室棟1階 多目的室)	(0564) 62-1055	40	荻谷小学区
深溝第1児童クラブ	幸田町大字深溝字南道祖神11番地 (深溝小学校体育館2階 会議室)	(0564) 62-4223	20	深溝小学区
深溝第2児童クラブ	幸田町大字深溝字南道祖神11番地 (深溝小学校南館2階 特別活動室・児童クラブ室)	(0564) 62-6660	50	深溝小学区
豊坂第1児童クラブ	幸田町大字野場字鶏島55番地 (豊坂小学校体育館2階 会議室)	(0564) 62-2923	30	豊坂小学区
豊坂第2児童クラブ	幸田町大字野場字鶏島55番地 (豊坂小学校東館1階 児童クラブ室)	(0564) 62-0750	50	豊坂小学区

利用定員は、1日当たりの平均的な利用者数とする。